



令和4年6月24日  
国土交通省中部地方整備局  
木曽川下流河川事務所

## 木曽川の放置船舶を強制的に撤去します ～所有者不明船の簡易代執行を実施～

木曽川左岸7.8k付近（木曽岬町加路戸<sup>かろと</sup>地先）において、不法に係留している所有者不明の船舶が一部沈潜しているため、簡易代執行を実施し、クレーンによる撤去を行います。

○木曽川下流河川事務所では、学識経験者、地方自治体及び警察等の関係者による「木曽三川下流部船舶対策協議会」を平成20年に設立し、不法係留船対策に取り組んでおり、平成30年5月7日から当事務所管内全域を河川法施行令第16条の4で定める船舶の放置禁止区域に指定しています。

○今回、所有者が判明せず放置されたままとなっている船舶（2隻）について、洪水時の流出や油もれによる水質事故を防止するため、河川法第75条第3項の監督処分（簡易代執行）を実施し、撤去を行います。

### 1. 撤去の日時等

① 日時等：令和4年6月29日（水）9：00～

\* 強風等気象状況等により作業工程、日程が変更となる場合があります。

② 実施場所：鍋田上水門付近（木曽岬町加路戸地先）

【別添「位置図」参照】

③ 対象船舶：2隻

### 2. 取材について

・現地取材を希望されます場合は、別紙「取材登録書」を6月27日（月）17時までに、下記「問い合わせ先」までFAXにて提出をお願いします。

### 3. 解 禁：指定なし

### 4. 配 布 先：三重県政記者クラブ、桑名市政記者クラブ、大垣市政経済記者クラブ、津島記者会

#### 問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 木曽川下流河川事務所  
副所長（事務） 松田 千景 TEL：0594-24-5718  
占用調整管理官 松本 忍 FAX：0594-24-5725

## 取材登録書

取材をご希望の報道機関におかれましては、6月27日(月)17時までにご登録をお願いします。

【報道機関名】

【氏名】

【連絡先（TEL 番号）】

【事前ご登録先】 FAX：0594-24-5725

【取材に当たっての留意事項】

- ・取材当日は広報担当職員までお立ち寄り頂き、現地取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いします。
- ・安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材・撮影場所については、職員の誘導に従って頂きますようご協力をお願いします。また、作業を安全かつ速やかに進める必要上、取材は広報担当職員のみへお願いします

# 位置図

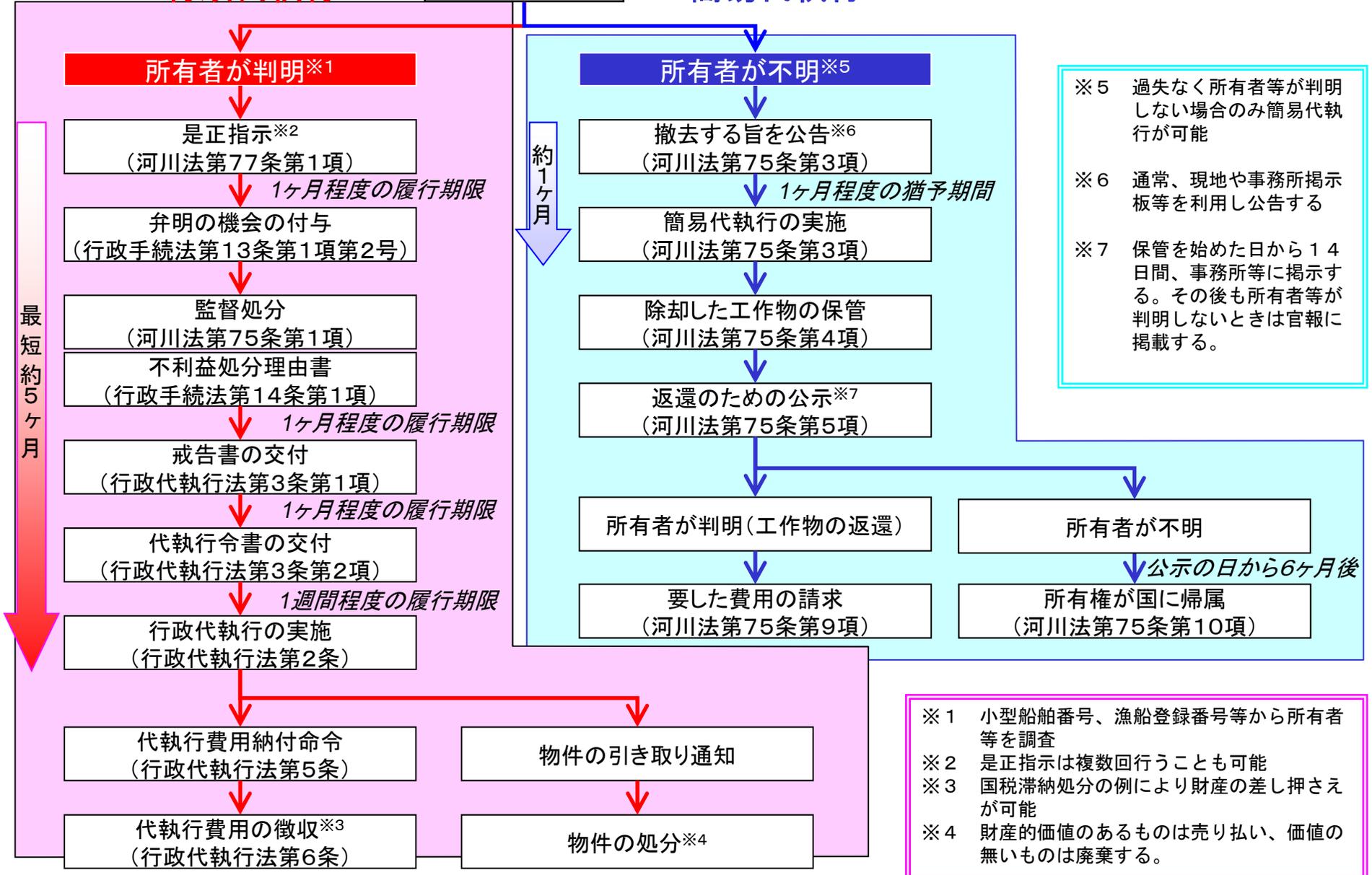


# 行政代執行・簡易代執行

不法係留船等

## 行政代執行

## 簡易代執行



# 河川内に無許可で 船舶を係留することは 法律違反です。

**法律  
違反**

## なぜ河川に係留してはいけないのか？

無許可で河川内に船舶に係留することは、様々な支障を引き起こすおそれがあります。



係留杭による護岸の損傷



台風等によって船舶が沈没し、  
燃料流出による水質の悪化



船舶流出による家屋への  
二次被害

出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供

東日本大震災での事例

### ■不法係留船への取り組み

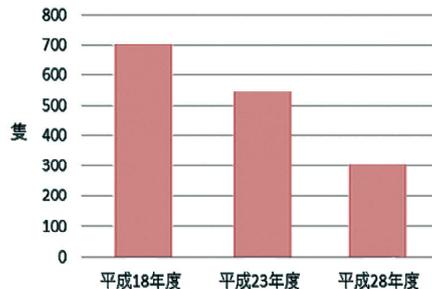
国土交通省木曾川下流河川事務所では、平成19年度より船舶所有者への指導、強制的な撤去措置を実施するなど、不法係留船対策を実施しています。



強制的な撤去措置の実施

### ■多数の船舶が不法係留されています。

木曾三川下流部における不法係留船は、減少しているものの、未だに多数の船舶が河川に不法に係留されています。



## 木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画 (第2次)が策定されました。

### ■木曾三川下流部に許可なく船舶に係留されている方は・・・

自主的な撤去、マリーナ施設等への船舶の移動をお願いします。

**なお、河川監理員の指示に従わない場合は、指導・撤去を実施する場合があります。**

### ■木曾三川下流部の係留施設に船舶に係留されている方は・・・

施設の管理者(各市町)の指導のもと、施設の維持管理、係留船舶の管理の徹底をお願いします。

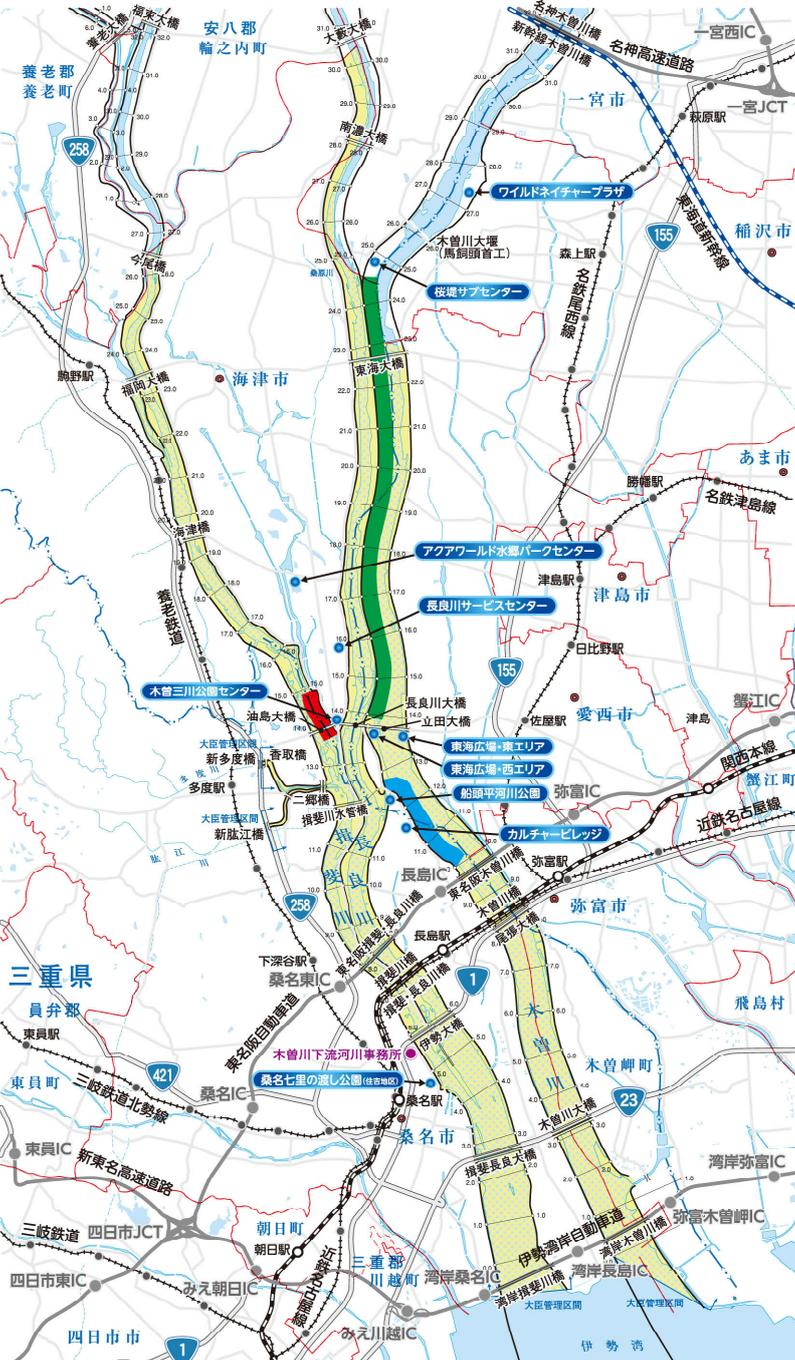
ホームページで詳細をご紹介します。

木曾三川下流部不法係留船対策

検索

# 河川法施行令改正により 平成30年5月から 放置禁止指定 することになりました。

世界に誇れる木曾三川へ。  
公共の水面は、みなさんが共有する財産です。



## 船舶の放置行為は 罰則が 適用されます!

■河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに捨て又は放置することが禁止行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。

■木曾川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川で「船舶」を指定します。

■船舶の放置等を禁止する区域

木曾川、長良川、揖斐川、多度川、脇江川の内、木曾川下流河川事務所が管理する区域

## 重点的撤去区域において、 強制的な 撤去措置を 実施します。

河川法の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置(簡易代執行・行政代執行)を実施します。

### 放置禁止指定範囲

■ 木曾川下流河川事務所が管理する全区域

### 重点的撤去区域範囲

■ 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近)  
■ 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
■ ケレップ 水制群

お問い合わせ先



国土交通省 木曾川下流河川事務所

■ 住所 〒511-0002 三重県桑名市大字福島 465

占用調整課

■ 電話番号 0594-24-5718

■ FAX 0594-24-5725